



後期経営実施計画

～ 自立し飛躍する事業団を目指して ～

< 令和3年度 ～ 令和7年度 >

令和3年8月1日策定



社会福祉法人
さいたま市社会福祉事業団

「あなたの笑顔、みんなのしあわせ」

<http://www.saicity-j.or.jp>

さいたま市社会福祉事業団 経営理念

私たちは、
だれもがその人らしい生活が送れ、
ともに支えあう、豊かな社会づくりに貢献します。

平成 17 年 7 月 21 日制定
平成 28 年 3 月 24 日改訂

－経営基本方針－

平成 17 年 7 月 21 日制定
平成 28 年 3 月 24 日改訂

経営理念を実現するため、次のことを実践します。

1 人の尊厳を守り、「その人らしい生き方」を大切にします。

だれもが人として尊重され、その人らしい主体的な生活が送れるよう努めます。そして、地域の中で安心して暮らし続けられるよう支援します。

2 「共に支えあう社会づくり」を目指します。

地域と共に生きることを目指し、住民相互の交流を促進します。また、ネットワークを活用し、地域の福祉力の向上に貢献します。

3 期待されるサービスを追求します。

ニーズに沿ったサービスの提供に努めるとともに、地域のセーフティネットとしての機能を果たします。また、時代を捉えた新たなサービスの創造に努めます。

4 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を育てます。

専門的な知識・技術に加えて、高い倫理観、深い人間観を持った職員を育成します。また、福祉人材の育成を積極的に支援します。

5 社会的責任を果たすと同時に、自立的経営基盤の確立を目指します。

社会規範・法令の遵守、経営の公開性・透明性の確保に努めます。また、経営の安定化・持続化を図るとともに、効果的・効率的な経営を促進し、自立性を高めます。

事業団スローガン 「あなたの笑顔、みんなのしあわせ」

— 目 次 —

1	計画の趣旨と構成	1
2	計画期間	2
3	評価と見直し	2
4	「後期法人取組計画」「後期施設取組計画」の設定数	3
5	法人・施設運営の重点項目	9
6	「後期法人取組計画」「後期施設取組計画」の策定方法	14
7	「後期法人取組計画」「後期施設取組計画」の評価基準	14
8	施設の基本理念・基本方針	
(1)	高齢分野	15
(2)	障害分野	17
(3)	児童分野	27
(4)	その他の施設	27

1 計画の趣旨と構成

図1 参照

事業団では、経営理念と経営基本方針に基づき、10年間で取り組むべき方向性を示すために、平成28年4月を始期とする「経営基本計画」を策定しました。さらに、「経営基本計画」に定めた重点項目を着実に実行するため、平成28年度から令和2年度までの5年間で取り組むべき重点目標を示す「前期経営実施計画」を策定しました。

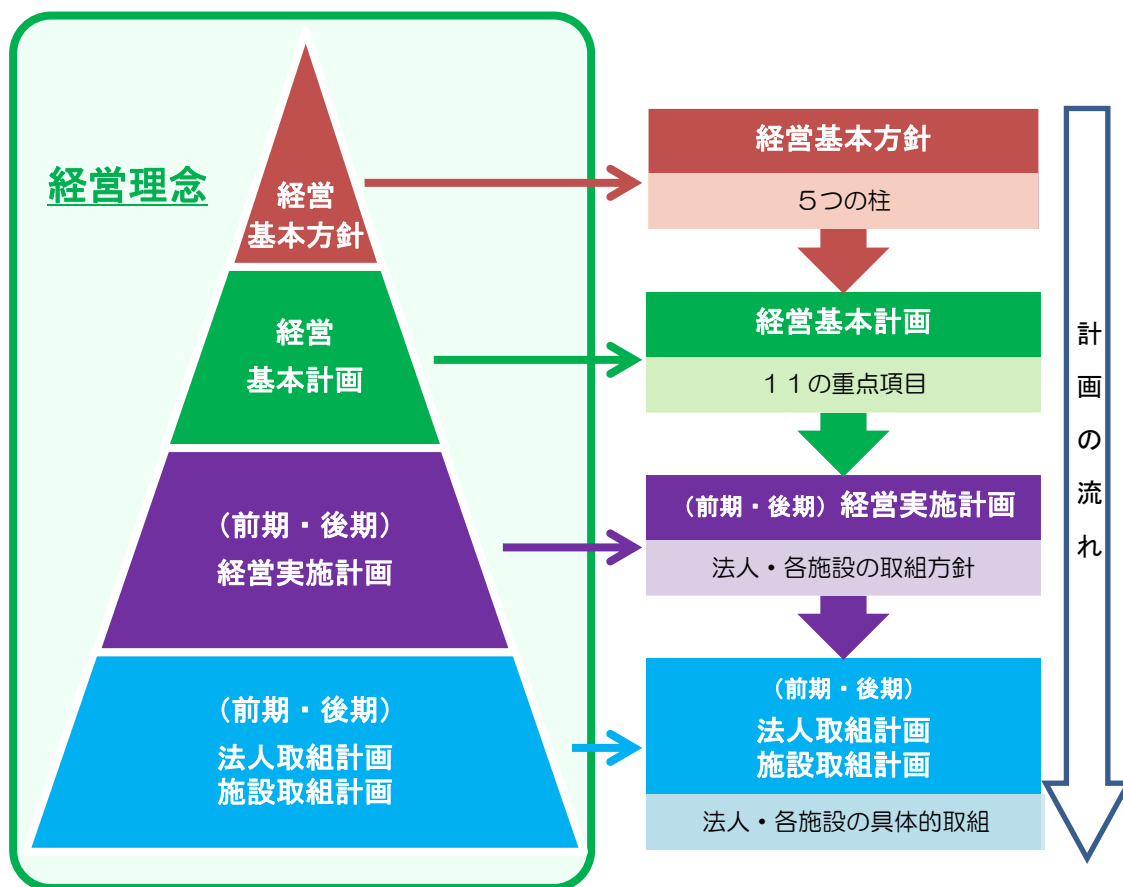
令和3年3月に「前期経営実施計画」が終了し、10年計画である「経営基本計画」は、令和3年7月に改定しました。改定の内容を反映させた形で「後期経営実施計画」を策定します。

「前期経営実施計画」では、法人とカテゴリーごとの具体的な重点目標を中心に構成したのに対し、「後期経営実施計画」では、カテゴリーごとの重点目標を廃止し、再構築した重点項目を中心に構成しました。一番の違いは、カテゴリー中心の計画から施設中心の計画に移行したことです。

「後期経営実施計画」において、法人及び各施設で取り組むべき重点項目の取組方針を定め、令和3年10月開始となる「後期法人取組計画」及び「後期施設取組計画」に反映させます。また、後期施設取組計画においては、「各施設の基本理念・基本方針」を柱に計画を立てることとしましたので、後期経営実施計画においても一覧を掲載しました。

「後期経営実施計画」、「後期法人取組計画」、及び「後期施設取組計画」が一体となり、評価・検証・見直しのマネジメントサイクルによって計画的に取り組んでいきます。

図1 計画の構成



2

計画期間

「後期経営実施計画」の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。最終年度である令和7年度には上位計画である「経営基本計画」の評価と併せて計画の総括的評価を行います。

3

評価と見直し

図2・図3参照

計画の評価及び見直しは、次のとおり行います。

(1) 後期経営実施計画

法人及び施設ごとに取りまとめた「後期法人取組計画」及び「後期施設取組計画」の進捗状況や、経営実施計画で定めた方針に沿って実行できているかを年度ごとに集計・検証します。

令和7年度には、5年間の進捗状況等の評価を踏まえ最終評価を行います。

(2) 後期法人取組計画・後期施設取組計画

法人及び各施設では、その取組状況や有効性、将来性等を踏まえながら、年度ごとに「後期法人取組計画」及び「後期施設取組計画」の評価を行います。計画に定める評価基準に基づきその達成度を計り、課題達成のための検討を行います。また、課題の進捗状況も踏まえながら、年度ごとに計画の見直しを行うものとします。

図2 評価・見直しのサイクル

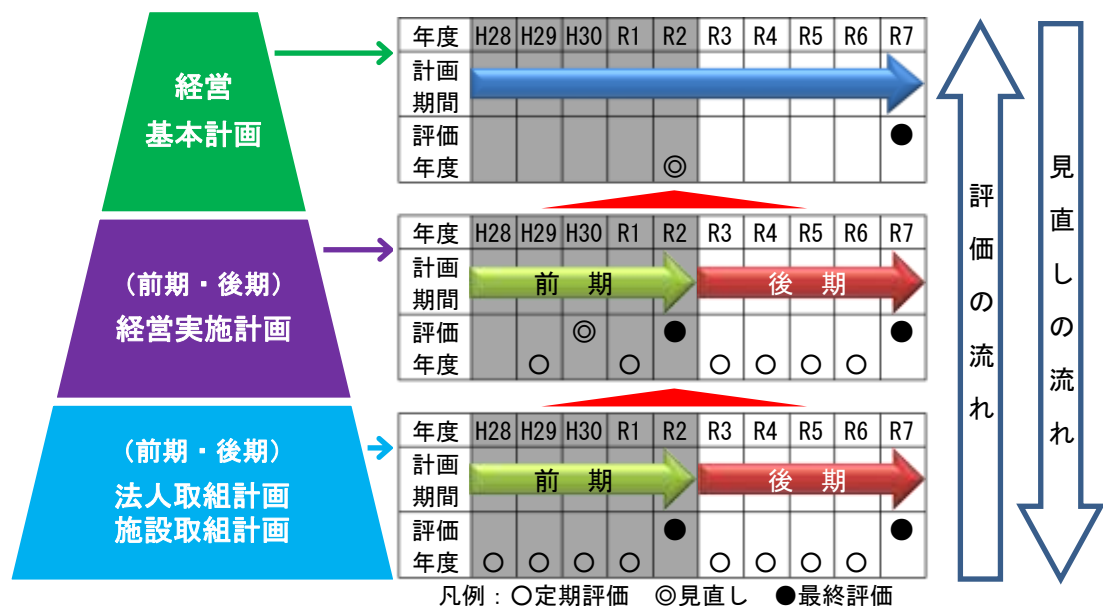


図3 評価・見直しのプロセス



4 「後期法人取組計画」「後期施設取組計画」の設定数

(1) 後期法人取組計画の設定

法人取組計画については、必要に応じた計画数とします。

(2) 後期施設取組計画の設定

施設取組計画は、原則として各施設の事業ごとに3つの計画を策定します。ただし、事業の内容によっては複数の事業で共通の計画を設定する場合があります。また、放課後児童健全育成事業に関しては、全クラブ共通の計画とします。

【高齢施設】

施設名		種別（事業）	計画数	合計計画数	
グリーンヒル うらわ	きんもくせい	介護老人保健施設 (予防)短期入所療養介護	3	15	
		(予防)通所リハビリテーション	3		
		(予防)訪問リハビリテーション			
		医療型短期入所（障害福祉サービス）			
	きんもくせい	軽費老人ホーム (ケアハウス)	3		
	デイサービスセンター	通所介護 介護予防通所介護サービス	3		
		交流型通所サービス			
在宅介護支援センター	老人介護支援センター	3			
	居宅介護支援				
槻寿苑	老人福祉センター	老人福祉センター	3	3	
	デイサービスセンター	地域密着型通所介護 介護予防通所介護サービス 交流型通所サービス	3	3	
		居宅介護支援事業所	居宅介護支援	3	3
和楽荘	老人福祉センター	3	3		
いこい荘	老人福祉センター	3	3		
寿楽荘	老人福祉センター	3	3		
東楽園	老人福祉センター	3	3		
あずま荘	老人福祉センター	3	3		
しもか荘	老人福祉センター	3	3		
馬宮荘	老人福祉センター	3	3		
仲本荘	老人福祉センター	3	3		
三橋老人憩いの家	老人憩いの家	3	3		
三橋老人憩いの家分館					
天沼老人憩いの家	老人憩いの家	3	3		
宮原老人憩いの家	老人憩いの家	3	3		
植水老人憩いの家	老人憩いの家	3	3		
本郷老人憩いの家	老人憩いの家	3	3		
片柳老人憩いの家	老人憩いの家	3	3		
春野老人憩いの家	老人憩いの家	3	3		
与野本町老人憩いの家	老人憩いの家	3	3		

【障害施設】

施設名		種別（事業）	計画数	合計計画数	
大崎むつみの里	第1事業所	かがやき	生活介護	3	18
		こもれび	自立訓練(機能訓練)	3	
		きらめき	自立訓練(生活訓練)	3	
		はばたき	就労移行支援	3	
		大崎実習センター	就労継続支援B型	3	
			特定相談・障害児相談支援	3	
	第2事業所	大崎児童学園（児童発達支援センター）	児童発達支援	3	9
			保育所等訪問支援	3	
			障害児相談・特定相談支援	3	
	障害者生活支援センター	緑区障害者生活支援センターむつみ	地域生活支援	3	3
			特定相談・障害児相談支援		
			一般相談支援		
		浦和区障害者生活支援センターむつみ	地域生活支援	3	3
			特定相談・障害児相談支援		
			一般相談支援		
むつみホーム大間木	共同生活援助	3	3		
	短期入所事業				
春光園	けやき	生活介護	3	9	
		自立訓練(生活訓練)	3		
		特定相談・障害児相談支援	3		
		宅配食事			
		生計困難者に対する相談支援事業			
うえみず	生活介護	3	6		
	特定相談・障害児相談支援	3			
槻の木	槻の木	生活介護	3	6	
		特定相談・障害児相談支援	3		
	第2やまぶき	就労移行支援	3	6	
		就労継続支援B型	3		
槻の木第1やまぶき	就労移行支援	3	9		
	就労継続支援B型	3			
	特定相談・障害児相談支援	3			
日進職業センター	就労移行支援	3	6		
	就労継続支援B型	3			
かやの木	生活介護	3	6		
	就労継続支援B型	3			
みのり園	障害者福祉施設	身体障害者福祉センター	3	6	
	放課後デイサービスみのり	放課後等デイサービス	3		
大砂土障害者デイサービスセンター	生活介護	3	9		
	自立訓練(機能訓練)	3			
	特定相談・障害児相談支援	3			
みずき園	生活介護	3	6		
	特定相談・障害児相談支援	3			
さくら草学園	児童発達支援センター	児童発達支援	3	9	
		保育所等訪問支援	3		
		障害児相談・特定相談支援	3		

杉の子園		児童発達支援	3	9
		保育所等訪問支援	3	
		障害児相談・特定相談支援	3	
療育 センター さくら草	すみれ園 (医療型児童発達支援センター)	医療型児童発達支援	3	12
	たんぼぼ園 (児童発達支援センター)	児童発達支援	3	
		保育所等訪問支援	3	
		障害児相談・特定相談支援	3	
はるの園	児童発達支援センター	児童発達支援	3	9
		保育所等訪問支援	3	
		障害児相談・特定相談支援	3	

【児童施設】

	施設名	種別（事業）	計画数	合計計画数
三橋	児童センター	児童センター	3	3
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	→	放課後児童クラブとして統合
植竹	児童センター	児童センター	3	3
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	→	放課後児童クラブとして統合
天沼	児童センター	児童センター	3	3
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	→	放課後児童クラブとして統合
宮原	児童センター	児童センター	3	3
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	→	放課後児童クラブとして統合
植水	児童センター	児童センター	3	3
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	→	放課後児童クラブとして統合
本郷	児童センター	児童センター	3	3
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	→	放課後児童クラブとして統合
片柳	児童センター	児童センター	3	3
海老沼	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	→	放課後児童クラブとして統合
春野	児童センター	児童センター	3	3
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	→	放課後児童クラブとして統合
馬宮	児童センター	児童センター	3	3
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	→	放課後児童クラブとして統合
文蔵	児童センター	児童センター	3	3
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	→	放課後児童クラブとして統合
浦和別所	児童センター	児童センター	3	3
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	→	放課後児童クラブとして統合
与野本町	児童センター	児童センター	3	3
向原児童センター		児童センター	3	3
大戸	児童センター	児童センター	3	3
与野南	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	→	放課後児童クラブとして統合
大久保東児童センター		児童センター	3	3
岩槻児童センター		児童センター	3	3
仲本児童センター		児童センター	3	3
尾間木児童センター		児童センター	3	3
宮前放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	3	放課後児童クラブとして統合 3 児童課で取りまとめ
七里放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業		
佐知川放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業		
東大宮放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業		
岸町放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業		
神田放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業		
大砂土放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業		
谷田放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業		
常盤放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業		
大谷場放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業		
西浦和放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業		
大久保東放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業		
三室放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業		
上木崎放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業		

中尾放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブとして統合 3 児童課で取りまとめ
土合放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
仲町放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
南浦和放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
沼影放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
栄和放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
辻放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
北浦和放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
木崎放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
善前放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
田島放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
原山放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
大牧放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
本太放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
大門放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
新開放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
針ヶ谷放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
大東放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
大谷口放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
道祖土放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
高砂放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
大谷場東放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
浦和大里放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
与野八幡放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
鈴谷放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
大戸放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
与野本町放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
与野西北放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
下落合放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
上落合放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
栄放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
大久保放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
中島放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
植水第二放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
城北放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
太田放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
西原放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
城南放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
岩槻放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
慈恩寺放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
東岩槻放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
和土放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
徳力放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
柏崎放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
上里放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
新和放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	
宮下放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	

野田放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業		放課後児童クラブとして統合
けやき荘	母子生活支援施設	3	3

【その他】

大宮ふれあい福祉センター		3	3
合 計			279

5 法人・施設運営の重点項目

「経営理念」を実現するために、5つの「経営基本方針」があります。「経営基本計画」においては、この「経営基本方針」に基づき、11の「重点項目」を柱として定めました。「重点項目」については法人・施設の取組方針を示しています。この「重点項目」と「施設の基本理念・基本方針」を両輪として、「後期法人取組計画」及び「後期施設取組計画」を策定します。

経営基本方針 1	<p>人の尊厳を守り、「その人らしい生き方」を大切にします。</p> <p><解説文>だれもが人として尊重され、その人らしい主体的な生活が送れるよう努めます。そして、地域の中で安心して暮らし続けられるよう支援します。</p>
重点項目 1	<p>その人らしい主体的な生活の支援</p> <p><解説文>一人ひとりの人権を守り、その人が望む主体的な生活が送れるようさまざまな支援を行います。</p>
<p><法人としての取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 各施設において、利用者が主体的に生活していくための支援の技術と職員意識の向上のため研修を実施します。 人権意識振り返りシートや虐待防止チェックリスト等を実施し、法人全体で人権侵害や虐待を防止するための取組を実施します。 <p><施設での取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 意思形成や意思表示が難しい方への意思決定支援や施設生活での主体性の尊重、さまざまなサービスにおける選択メニュー等について検討し、導入を進めます。 人権擁護と虐待防止について、職員間で振り返る機会を持ち、知識や意識を高めるために、研修を実施します。 	
重点項目 2	<p>地域の中で安心して暮らしを継続するための支援</p> <p><解説文>暮らし続けたい地域の中で、だれもが疎外されることなく、また、制度の狭間に陥ることなく、安全で安心して暮らしが続けられるよう総合的包括的な支援を行います。</p>
<p><法人としての取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活の場となるよう、総合的包括的な事業展開を推進していきます。 施設の建替えにあたり、地域のニーズを調査し、事業に生かします。 <p><施設での取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者からの相談に対して、関係機関との連携によるネットワークの構築や複合施設による支援等を活用したしくみを作ります。 入所施設においては、利用者が地域の一員として生活していくため、個々に応じた支援を行います。 	

経営基本方針 2	<p>「共に支えあう社会づくり」を目指します。</p> <p><解説文>地域とともに生きることを目指し、住民相互の交流を促進します。また、ネットワークを活用し、地域の福祉力の向上に貢献します。</p>
重点項目 1	<p>社会資源との連携・協働</p> <p><解説文>さいたま市を中心とした医療・福祉関係事業者、公的機関、さいたま市外郭団体等、共に支えあう社会づくりのために様々な社会資源との連携・協働を進めます。</p>
<p><法人としての取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さいたま市各所管課をはじめとした各関係機関との連携・協働を進めます。 ・ 評議員に地域の関係団体の代表を迎え、法人運営に生かします。 <p><施設での取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政、教育、医療、自治会など、地域にある様々な機関・団体と連携を図り、施設特性に合ったネットワークづくりを構築します。 	
重点項目 2	<p>地域福祉力の向上への貢献</p> <p><解説文>地域へのアウトリーチ事業の開催、関係機関との協働によるボランティアの育成支援、福祉のまちづくりへの協力等により、地域の福祉力の向上に貢献します。</p>
<p><法人としての取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人が主催するイベントを通して、市民に対して事業団が行なっている事業や福祉について積極的に発信していきます。 ・ 引き続き福祉のまちづくりへの協力を行っていきます。 <p><施設での取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さいたま市の行事への参加や地域団体との協働事業を積極的に行います。また、市民を対象とした学習会などを通し、福祉への関心や参加意識の向上に貢献します。 ・ さいたま市や地域団体とのネットワークを強め、市民との協働による事業展開を推進します。 	

経営基本方針 3	<p>期待されるサービスを追求します。</p> <p><解説文>ニーズに沿ったサービスの提供に努めるとともに、地域のセーフティネットとしての機能を果たします。また、時代を捉えた新たなサービスの創造に努めます。</p>
重点項目 1	<p>ニーズに沿ったサービスの提供</p> <p><解説文>常に利用者の立場に立ち、利用者本位のサービスを提供できるよう、的確なニーズの把握及びサービスの質的向上に取り組みます。</p>
<p><法人としての取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 求められるサービスを把握するため、定期的に利用者アンケートを実施・分析します。 ・ 市民からの意見・要望・苦情をしっかりと受け止め、当該施設と調整を図り、サービスに反映させます。 <p><施設での取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者アンケートを基にニーズの把握に努め、利用者の求めるサービスを展開していきます。 ・ ニーズに沿った質の高いサービスを提供するための新たな仕組みや行事のリニューアル等を推進します。 	
重点項目 2	<p>新たなサービスの創造</p> <p><解説文>既存施設の有効活用や新しい社会資源の開拓などによって、福祉ニーズに応じた新たなサービスを創造していきます。</p>
<p><法人としての取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 求められるサービスと採算性のバランスを研究し、自己保有施設建替えに反映します。また、安定した運営に努めます。 <p><施設での取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や利用者のニーズの把握に努め、今までにないサービスや他の施設との協働によるサービス等を提供します。 	

<p>経営基本方針 4</p>	<p>高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を育てます。</p> <p><解説文>専門的な知識・技術に加えて、高い倫理観、深い人間観を持った職員を育成します。また、福祉人材の育成を積極的に支援します。</p>
<p>重点項目 1</p>	<p>人材の確保・育成</p> <p><解説文>サービスの質を維持し、さらに高めるため優れた人材を確保するとともに、働きやすい環境づくりに努めます。また、人材育成の体制を整備し、職員の専門的な知識・技術の向上を図ります。</p>
<p><法人としての取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採用職員を確保するために、福祉人材養成校との関係を拡大します。 ・ 職員一人ひとりが、持っている能力を最大限活かせる環境づくりをしていきます。 ・ 人材育成の体制を整備し、職員の専門的な知識・技術の向上を図ります。 ・ サービス向上研修を実施し、課題の抽出・解決をすることで、人材力（職員能力）を向上させます。 ・ 人材育成型人事考課制度を導入し、職員のモチベーション向上につなげます。 ・ 定年制度や人事管理計画など、経営戦略会議において検討を進めます。 <p><施設での取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場内研修を計画的に実施し、職員の専門的知識・技術を高めます。 ・ 働きやすい職場環境を整え、働きがいのある職場を目指します。 	
<p>重点項目 2</p>	<p>福祉人材の育成支援</p> <p><解説文>職員を育成するだけでなく、施設での実習生等の受入と併せて、事業団の人材育成体制や機能を生かし、福祉人材の育成を積極的に支援します。</p>
<p><法人としての取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設での実習生受入れを支援し、事業実施に必要な人材や職員採用につながるよう体制を整えます。 <p><施設での取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習生や職場体験等を積極的に受け入れます。 ・ 地域ネットワークや職能団体で、福祉専門職の有している知識・技術を生かせるよう努めます。 	

<p>経営基本方針 5</p>	<p>社会責任を果たすとともに、自立的経営基盤の確立を目指します。</p> <p><解説文>社会規範・法令の遵守、経営の公開性・透明性の確保に努めます。また、経営の安定化・持続化を図るとともに、効果的・効率的な経営を促進し、自立性を高めます。</p>
<p>重点項目 1</p>	<p>経営の透明性の確保</p> <p><解説文>社会福祉法人として公益性、非営利性を担保し、さいたま市及び市民に信頼される法人を目指して、経営の透明性を確保します。</p>
<p><法人としての取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 健全で透明性の高い経営を維持するため、ガバナンス体制の強化をします。 会計監査人による監査と積極的な第三者評価の受審をしていきます。 ホームページを活用し、さまざまな取組や情報を発信していきます。 <p><施設での取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 監査や第三者評価での意見を重視し、透明性の高い施設運営をしていきます。 各種マニュアルの整備・見直しを行い、緊急時においても途切れることのないサービスの提供をします。 	
<p>重点項目 2</p>	<p>地域における公益的な取組</p> <p><解説文>現在の制度や市場原理では満たされない福祉ニーズについて検討し、「共に支えあう社会づくり」や「その人らしい生活が送れる」ための「地域における公益的な取組」を実践します。</p>
<p><法人としての取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域における公益的な取組」に施設が参加していくための情報提供や働きかけをしていきます。 「地域における公益的な取組」を公開し、市民や関係団体に対してアピールしていきます。 <p><施設での取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 提供しているサービスだけにとどまらず、地域の安全拠点としての役割や災害時支援体制等において役割を担い、社会への貢献をしていきます。 今まで取組のない施設は、積極的に実施に向けて立案します。 	
<p>重点項目 3</p>	<p>経営基盤の強化</p> <p><解説文>指定管理に向けた対応、自主経営施設・自己所有施設の運営、収入確保のための方策等、長期的視点に立った対応を検討し、経営基盤の強化を図ります。</p>
<p><法人としての取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 次期指定管理への準備をしていきます。 経費の見直しを図ると共に、ICT活用の導入を検討し、効果的・効率的な経営に努めます。 経営戦略会議において、指定管理の応募方針、人員管理、給与体系等について検討を進めます。 自己財源を確保するための具体的改善策を講じ、収入増を図る。 <p><施設での取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 職員間の経営意識の醸成を進め、サービスの見直しと生産性の向上を目指した効率的な経営をします。 契約施設については、収入増額のために稼働率の向上と安定を図ります。 	

6 「後期法人取組計画」「後期施設取組計画」の策定方法

「後期法人取組計画」及び「後期施設取組計画」では、職員一人ひとりが「我がこと計画」として取り組めるよう、シンプルな構造設定にすることを目指しました。その結果、「前期経営実施計画」で設定していたカテゴリー（分野）で共通目標として取り組まれた「重点目標」を廃止し、「後期経営実施計画」で示している11の「重点項目」から基本理念や基本方針に沿う項目を選び計画を策定します。

「後期法人取組計画」は、計画数の設定はなく、経営委員会において検討し策定します。また、さいたま市が作成している「さいたま市外郭団体の更なる健全運営に関する指針（令和3年度から令和6年度）」に示されている取組を中心に策定します。

「後期施設取組計画」は、施設の事業ごとに3項目を選び計画を策定します。

各計画の最短取組期間は2年とし、それぞれ目標にあった期間を設定することができます。また、ひとつの計画が終了したら、次の計画を策定し、毎年3つの計画を実施します。

7 「後期法人取組計画」「後期施設取組計画」の評価基準

図4参照

「後期法人取組計画」及び「後期施設取組計画」では、図4で示したとおり「達成」か「未達成」かの明確な評価基準とし、達成の判断がしやすい評価にします。

図4 評価基準

評価基準	
100%を超える達成	上回って達成
100%達成	達成
100%未満	未達成
0%	未着手

法人としての理念・方針は「経営理念」「経営基本方針」ですが、さらに各施設の実態に合わせ、「施設の基本理念・基本方針」を定めています。

1 高齢施設

【グリーンヒルうらわ】

<共通>

基本理念	利用者とその家族、地域住民が家庭を中心に幸せな生活が営めるように支援します。
基本方針	利用者・家族の意思や人格を尊重したサービスの提供を行います。
	複合施設による総合的かつ多機能なケアサービスの提供を行います。
	地域に貢献できる施設サービスの提供を行います。

<介護老人保健施設きんもくせい>

基本理念	高齢者一人ひとりが個性豊かに生き生きと過ごせるよう自立を尊重し、家庭への復帰を支援します。
	明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した温かな出会いとふれあいの場とします。
	高齢者を支える連携のネットワークの核としての機能を備えます。
基本方針	施設サービス計画に基づき、ケアアセスメントや評価を実施し個別ケアを充実させます。
	利用者の生活機能向上のため、積極的にリハビリを行い体力や基本動作能力の維持向上に努めます。
	「利用者の声」や「苦情」を真摯に受け止め、多様なニーズに対応できる施設づくりを行います。
	利用者と職員の安全を守ります。
	研修生、実習生、ボランティアを受け入れ、指導を通して自己成長を図ります。
	在宅支援等を通し、地域社会へ貢献し地域活性化の一翼を担います。

<ケアハウスきんもくせい>

基本理念	利用者様一人ひとりが個性豊かにいきいきと過ごせるよう、その自立を尊重し、介護予防に資することに努めます。
基本方針	利用者との関わりを大切にすなかで、心身の状況や生活環境の変化を的確に把握します。
	把握した利用者の変化を職員間で共有し、より良い「生活の場」について利用者、家族へ提案します。
	複合施設であるグリーンヒルうらわの各事業所と連携をとり、一体的・総合的な支援に努めます。
	地域の居宅介護支援事業所、介護保険施設、医療機関、行政との連携を密接に図り、将来の生活に対する不安や悩みに真摯に対応します。

<グリーンヒルうらわ・デイサービスセンター>

基本理念	利用者、家族の意思や人格を尊重したサービスの提供
	複合施設であることを生かした多機能面にわたる総合的サービス
基本方針	利用者がいつも安心して通所ができる施設づくりを行います。
	看護師による健康管理のもと、生活機能の向上及び維持に努めます。
	常に利用者の声を大事にし、苦情にも真摯に対応します。

<グリーンヒルうらわ・在宅介護支援センター>

基本理念	国やさいたま市が進める日常生活圏域における、介護・医療連携・生活支援・住まい・介護予防の視点を基礎として、支えあいネットワークづくりを進めます。
基本方針	介護に関する総合相談窓口として機能します。
	地域で暮らす高齢者の生活を支えるため、地域の関係機関等と多職種連携を図ります。
	地域の活動につなげられる相談支援を実施します。

【槻寿苑】

<共通>

基本理念	高齢者が安心して地域生活が継続できるよう支援します。
基本方針	高齢者の生活意欲の向上に努めます。
	心身機能の維持・向上に取り組みます。
	地域の施設として役割を果たします。

<槻寿苑・デイサービスセンター>

基本理念	要支援・要介護者、及び介護者に対して、在宅生活を安心して継続できるよう援助します。
基本方針	社会的孤立感の解消
	心身機能の維持・向上
	介護者の身体的、精神的負担の軽減

【老人福祉センター】

<共通>

基本理念	「高齢者が地域の中で笑顔でつながり支え合う、ふれあい豊かな老人福祉センター」を目指します。
基本方針	介護予防と健康づくりの促進
	生きがいくりの支援
	支え合う活力あるまちづくりの推進

【老人憩いの家】

<共通>

基本理念	「シニア世代の生きがい、やりがいを応援し、地域の中で笑顔でつながる老人憩いの家」を目指します。
基本方針	介護予防と健康づくりの促進
	生きがいづくりの支援
	支え合う活力あるまちづくりの推進
	児童とのふれあいの場、高齢者が活躍できる場の提供

2 障害施設

【大崎むつみの里】

<共通>

基本理念	その人らしい主体的な生活が送れるよう、想いに寄り添った支援に努めます。
基本方針	その人らしい主体的な生活ができるよう支援に努めます。
	社会体験の幅を広げ、地域で共に支えあう社会を目指します。
	人権に配慮し、利用者のニーズに応じ、安心できる支援を提供します。
	お住いの地域に合った、障害福祉サービスの利用をお手伝いします。

<生活介護事業>

基本理念	利用者一人ひとりが安全に安心して自己決定を大切にした支援が受けられることを目指します。
基本方針	一人ひとりのニーズに沿って支援をすすめます。
	安全に配慮した環境を提供します。
	意思決定を尊重した支援を提供します。

<自立訓練（生活訓練・機能訓練）事業>

基本理念	一人ひとりの個性と可能性を引き出し、自信と希望のある生活を共にみつけます。
基本方針	個人の意向を尊重します。
	効果的な訓練を行います。
	生活や心身の変化に気づき迅速に対応します。

<就労移行支援事業・就労継続支援事業B型>

基本理念	利用者一人ひとりが、自ら働くことの大切さを実感できる支援を目指し、安心して働ける環境を提供します。
基本方針	就労を意識できる支援
	自分の仕事に喜びを感じることでできる支援
	働き続けることでできる環境の提供

<児童発達支援事業>

基本理念	子ども・保護者の立場で子どもの成長に合った支援を提供していきます。
基本方針	一人ひとりを大切にした支援を行います。
	安全に配慮した環境を提供します。

<保育所等訪問支援事業>

基本理念	保護者と園の間をつなぎ、子どもが地域の園に楽しく通えるように支援します。
基本方針	幼稚園や保育園等と連携します。
	保護者と園の間をつなぎ、安心して園に預けられるように支援します。
	利用児が楽しく通えるように支援します。

<相談支援事業（第1事業所・第2事業所共通）>

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう援助します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービスを提供します。

<障害者生活支援センター>

基本理念	地域で暮らす障害のある方が安心して暮らすことができ、ライフステージで途切れることのないよう地域のネットワークを広げ、支えあう体制づくりをめざします。
基本方針	地域部会を意識したネットワークの構築、相談支援体制の強化に努めます。
	地域で暮らす障害のある方、家族のニーズを的確に把握し必要に応じた支援を行います。
	障害児者の人権擁護に取り組み、虐待防止の対応、啓蒙に努めます。

<むつみホーム大間木>

基本理念	一人の人間としての尊厳や誇りをもちながら、地域の中で安心して生き生きと生活していくことができるような支援を提供します。
基本方針	地域において共同して日常生活を営むことができるよう支援します。
	相談その他の援助を適切に行います。
	関係機関と連携して利用者の支援に努めます。

【春光園】

<共通>

基本理念	地域で暮らす利用者の人権を擁護し、個々の状況に応じた質の高い効果的かつ総合的な支援を行います。
基本方針	利用者個人を尊重した支援を行います。
	利用者のQOLを高める支援を行います。
	利用者の社会参加の機会を増やします。
	地域や関係機関と連携し豊かな支援を行います。

<生活介護事業>

基本理念	一人ひとりの思いを尊重し、自分らしい生活が送れるよう質の高いサービスを提供します。
基本方針	一人ひとりのニーズに沿って支援を提供します。
	安全に配慮した環境を提供します。
	意思決定を尊重した支援を提供します。

<自立訓練（生活訓練）事業>

基本理念	一人ひとりの個性と可能性を引き出し、自信と希望のある生活をともに見つけます。
基本方針	個人の意向を尊重します。
	効果的な訓練を行います。
	生活や心身の変化に気づき迅速に対応します。

<相談支援事業>

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう援助します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービスを提供します。

【槻の木・槻の木第2やまぶき】

<共通>

基本理念	利用者一人ひとりが安心してサービスを受けられる施設運営を行います。
基本方針	人権に配慮し、利用者のニーズに応じ、安心できる支援を提供します。
	利用者の今ある力を発揮できる本人主体の支援を最優先します。
	社会体験の幅を広げ、地域で安心して暮らせるお手伝いをします。
	お住いの地域に合った、障害福祉サービスの利用をお手伝いします。

<生活介護事業>

基本理念	利用者一人ひとりが安全に安心して自己決定を大切にした支援が受けられることを目指します。
基本方針	一人ひとりのニーズに沿って支援をすすめます。
	安全に配慮した環境を提供します。
	意思決定を尊重した支援を提供します。

<就労移行支援事業・就労継続支援事業B型>

基本理念	利用者一人ひとりが、自ら働くことの大切さを実感できる支援を目指し、安心して働ける環境を提供します。
基本方針	就労を意識できる支援
	自分の仕事に喜びを感じることでできる支援
	働き続けることでできる環境の提供

<相談支援事業>

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう援助します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービスを提供します。

【槻の木第1やまぶき】

<共通>

基本理念	利用者一人ひとりが安心してサービスを受けられる事業所を目指します。
基本方針	利用者に対するサービスは、適切なプロセスを踏んで提供します。
	職員の人権意識、利用者支援の知識及び技術の向上に努めます。
	社会体験の幅を広げ、地域で安心して暮らせるお手伝いをします。
	お住まいの地域に合った、障害福祉サービスの利用をお手伝いします。

<就労移行支援及び就労継続支援B型>

基本理念	利用者一人ひとりが、自ら働くことの大切さを実感できる支援を目指し、安心して働ける環境を提供します。
基本方針	就労を意識できるように支援します。
	自分の仕事に喜びを感じることでできるように支援します。
	働き続けることでできる環境を提供します。

<相談支援事業>

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービス、利用計画を提供します。

【日進職業センター】

<共通>

基本理念	一人ひとりが望む働き方、働きがいに寄り添い、安心して通える、こころの通い合った支援を目指します。
基本方針	人権に配慮するとともに、一人ひとりの働く権利を保障し、自信をもって仕事に向き合えるよう支援します。
	個性、主体性、可能性を尊重し、それぞれのご希望に応じられるよう支援に努めます。
	社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう、体験を通してお手伝いします。

<就労移行支援事業>

基本理念	社会自立、就労自立の実現を目指し、働くことを通して、より豊かな生活が送れるよう支援に努めます。
基本方針	可能性の発見と働く力の開発に努め、職業準備性を高めます。
	働き続ける力を養うとともに、就職後の職場環境を整える支援をします。
	生きがいや楽しみにつながる体験の機会と情報を提供します。

<就労継続支援事業B型>

基本理念	安心して働くことのできる場であると同時に、共に将来を見据え、より豊かな生活が送れるよう支援に努めます。
基本方針	一人ひとりに対する理解を深め、その人らしく活躍できる環境を提供します。
	収入を得る場を提供するとともに、仕事に対して自信と意欲をもてるよう支援します。
	ご本人の思いに寄り添い、自己選択及び自己決定できるよう支援します。

【かやの木】

<共通>

基本理念	その人らしい主体的な生活が送れるよう、個々に寄り添った支援に努めます。
基本方針	個々の意思を尊重し、ニーズの把握に努めます。
	社会資源を活用し地域で共に支えあう社会を目指します。
	人権に配慮し、安全で安心していただける支援を提供します。

＜生活介護事業＞

基本理念	利用者一人ひとりが、自己決定を大切にされた支援が受けられることを目指します。
基本方針	個々のニーズに沿った支援に努めます。
	安全に配慮した環境設定に努めます。
	意思決定を尊重した支援の提供に努めます。

＜就労継続支援事業B型＞

基本理念	個々の利用者が、自ら働いて収入を得る大切さや、やりがいを見つけられるように作業を提供します。
基本方針	就労を意識できるような支援を提供します。
	作業にやりがいを持てるような支援に努めます。
	継続的に作業できるような環境設定に努めます。

【みのり園】

＜障害者福祉施設みのり園＞

基本理念	「いつでもどこでも集い、語り合える施設」を目指します。
基本方針	社会との交流の促進を図ります。
	教養の向上及び社会生活に必要な講座を実施します。
	いつでも相談できる体制を作ります。
	身体の機能回復及び作業活動を行います。

＜放課後等デイサービスみのり＞

基本理念	障害児の身体、精神の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。
基本方針	児童、保護者の気持ちに寄り添い支援します。
	児童の発達段階に応じた支援を行い、人との関わりの中で成長に寄与します。

【大砂土障害者デイサービスセンター】

＜共通＞

基本理念	利用者一人ひとりが地域の中で安心して生活を送ることができる施設運営を行います。
基本方針	ニーズを的確に捉えた支援を行います。
	人権を擁護し、日々の支援を行います
	エンパワメントの視点で支援を行います。
	「大きな支援の輪」で支援を行います。

<生活介護事業>

基本理念	一人ひとりの思いを尊重し、自分らしい生活が送れるよう質の高いサービスを提供します。
基本方針	一人ひとりのニーズに沿った支援を提供します。
	安全に配慮した環境を提供します。
	意思決定を尊重した支援を提供します。

<自立訓練（機能訓練）事業>

基本理念	一人ひとりの個性と可能性を引き出し、自信と希望のある生活を共にみつけます。
基本方針	個人の意向を尊重します。
	効果的な訓練を行います。
	生活や心身の変化に気づき迅速に対応します。

<相談支援事業>

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう援助します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービスを提供します。

【みずき園】

<共通>

基本理念	利用者一人ひとりが、健康で安心して生活できるよう、地域の人たちとともに支え合う施設運営を行います。
基本方針	利用者一人ひとりがその人らしい主体的な生活が送れるようお手伝いをします。
	利用者が地域とともに生きる生活をお手伝いします。
	人材の育成に努めます
	お住いの地域に合った、障害福祉サービスの利用をお手伝いします。

<生活介護事業>

基本理念	利用者一人ひとりが安全に安心して意思決定を大切にされた支援が受けられることを目指します。
基本方針	一人ひとりのニーズに沿って支援をすすめます。
	安全に配慮した環境を提供します。
	意思決定を尊重した支援を提供します。

<相談支援事業>

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービス、利用計画を提供します。

【さくら草学園】

<共通>

基本理念	子どもの成長と子どもを取り巻く環境に焦点をあて、一人ひとりに合った適切な支援を行います。
基本方針	子ども・保護者の立場で考え支援します。
	子どもの成長に合った療育を提供します。
	人権擁護・虐待防止に積極的に取り組みます。
	地域の子どもたちを支えています。

<児童発達支援事業>

基本理念	子ども・保護者の立場で子どもの成長に合った支援を提供していきます。
基本方針	一人ひとりを大切にした支援を行います。
	安全に配慮した環境を提供します。

<保育所等訪問支援事業>

基本理念	保護者と園の間をつなぎ、子どもが地域の園に楽しく通えるように支援します。
基本方針	幼稚園や保育園等と連携します。
	保護者と園の間をつなぎ、安心して園に預けられるように支援します。
	利用児が楽しく通えるように支援します。

<相談支援事業>

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう援助します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービスを提供します。

【杉の子園】

＜共通＞

基本理念	子どもの成長と子どもを取り巻く環境に焦点をあて、一人ひとりに合った適切な支援を行います。
基本方針	子ども・保護者の立場で考え支援します。
	子どもの成長に合った療育を提供します。
	人権擁護・虐待防止に積極的に取り組みます。
	地域の子どもたちを支えています。

＜児童発達支援事業＞

基本理念	子ども・保護者の立場で子どもの成長に合った支援を提供していきます。
基本方針	一人ひとりを大切にしたい支援を行います。
	安全に配慮した環境を提供します。

＜保育所等訪問支援事業＞

基本理念	保護者と園の間をつなぎ、子どもが地域の園に楽しく通えるように支援します。
基本方針	幼稚園や保育園等と連携します。
	保護者と園の間をつなぎ、安心して園に預けられるように支援します。
	利用児が楽しく通えるように支援します。

＜相談支援事業＞

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう援助します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービスを提供します。

【療育センターさくら草】

＜共通＞

基本理念	子どもの成長と子どもを取り巻く環境に焦点をあて、一人ひとりに合った適切な支援を行います。
基本方針	子ども・保護者の立場で考え支援します。
	子どもの成長に合った療育を提供します。
	人権擁護・虐待防止に積極的に取り組みます。
	地域の子どもたちを支えています。

<医療型児童発達支援事業・児童発達支援事業>

基本理念	子ども・保護者の立場で子どもの成長に合った支援を提供していきます。
基本方針	一人ひとりを大切にした支援を行います。
	安全に配慮した環境を提供します。

<保育所等訪問支援事業>

基本理念	保護者と園の間をつなぎ、子どもが地域の園に楽しく通えるように支援します。
基本方針	幼稚園や保育園等と連携します。
	保護者と園の間をつなぎ、安心して園に預けられるように支援します。
	利用児が楽しく通えるように支援します。

<相談支援事業>

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう援助します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービスを提供します。

【はるの園】

<共通>

基本理念	子どもの成長と子どもを取り巻く環境に焦点をあて、一人ひとりに合った適切な支援を行います。
基本方針	子ども・保護者の立場で考え支援します。
	子どもの成長に合った療育を提供します。
	人権擁護・虐待防止に積極的に取り組みます。
	地域の子どもたちを支えています。

<児童発達支援事業>

基本理念	子ども・保護者の立場で子どもの成長に合った支援を提供していきます。
基本方針	一人ひとりを大切にした支援を行います。
	安全に配慮した環境を提供します。

<保育所等訪問支援事業>

基本理念	保護者と園の間をつなぎ、子どもが地域の園に楽しく通えるように支援します。
基本方針	幼稚園や保育園等と連携します。
	保護者と園の間をつなぎ、安心して園に預けられるように支援します。
	利用児が楽しく通えるように支援します。

＜相談支援事業＞

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう援助します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービスを提供します。

3 児童施設

【児童センター】

＜共通＞

基本理念	「すべての子ども・青少年、子育て家庭が地域とともに笑顔で育ち合える児童センター」を目指します。
基本方針	子ども・青少年の発達の増進
	子育て家庭への支援の充実
	配慮を必要とする子ども・青少年への支援
	地域の健全育成における拠点機能の充実

【放課後児童クラブ】

＜共通＞

基本理念	「共に育ち、共に育て、笑顔あふれる放課後児童クラブ」を目指します。
基本方針	子どもの健やかな育成
	保護者の子育て支援
	子どもが生き生きと育つ環境づくり

【母子生活支援施設けやき荘】

基本理念	子どもの最善の利益のため、母と子の主体性を重視した自立を支援します。
基本方針	一人ひとりのニーズと意向を尊重します。
	安全で安心できる環境を保障し、自立への意欲を支えます。
	社会資源を最大限に活かし、適切な期間内での自立に向けた支援を行います。

4 その他の施設

【大宮ふれあい福祉センター】

基本理念	「市民相互の理解と交流を深めることができる、福祉活動の拠点」を目指します。
基本方針	福祉活動の拠点としての機能を高めます。
	市民・福祉団体の交流を支援します。
	すべての市民に分かりやすい福祉関係情報の発信に努めます。
	福祉施設と地域の住民の交流を促進します。

